

重要事項説明書 [土地建物の売買・交換用]

[土地付建物 ・ 借地権付建物]

平成 30 年 月 日

買主(譲受人)

様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A			
取引態様	売買	売主(宅地建物取引業者)	宅地建物取引士
免許証番号	東京 知事 (2) 第 89675 号	登録番号 (埼玉) 第 18831 号	氏名 増田 菊次
免許年月日	平成 25 年 9 月 6 日	業務に従事する事務所名・所在地	株式会社シンセイハウジング 東京都練馬区土支田三丁目18番5号
主たる事務所所在地	東京都練馬区土支田三丁目18番5号	TEL	03-5875-6261
商号又は名称	株式会社シンセイハウジング		
代表者の氏名	代表取締役 増田 菊次		
供託所等に関する説明 <input checked="" type="checkbox"/> (1) 宅地建物取引業保証協会の社員 <input type="checkbox"/> (2) 供託所に営業保証金を供託			
(1) 宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地		公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号	
所屬地方本部の名称及び所在地		※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会地方本部一覧」参照	
弁済業務保証金の供託所及び所在地		東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号	
(2) 営業保証金の供託所及び所在地			

	B		C	
	主たる事務所所在地		主たる事務所所在地	
TEL		TEL		
商号又は名称		商号又は名称		
代表者の氏名	☑	代表者の氏名	☑	
免許証番号	() 第 号	免許証番号	() 第 号	
免許年月日	平成 年 月 日	免許年月日	平成 年 月 日	
説明をする宅地建物取引士	氏名	☑	氏名	☑
	登録番号	() 第 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名		業務に従事する事務所名	
	事務所所在地		事務所所在地	
	TEL		TEL	
取引態様				
供託所等に関する説明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地			
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
	所屬地方本部の名称及び所在地			
	※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会地方本部一覧」参照			
	弁済業務保証金の供託所及び所在地			
	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧(宅建業者売主用)

- 「供託所等に関する説明[所属地方本部の名称及び所在地]」
 「手付金等保全措置の概要[保全措置機関]」※売主宅地建物取引業者(A)による。
 ※該当地方本部に 点

	宅地建物取引業者			保全措置機関	地方本部名	〒番号	所在地
	A	B	C				
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	北海道本部	060-0001	札幌市中央区北一条西17-1 北海道不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	青森本部	030-0861	青森市長島3-11-12 青森県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	岩手本部	020-0127	盛岡市前九年1-9-30 岩手県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	秋田本部	010-0942	秋田市川尻大川町1-33 秋田県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	山形本部	990-0023	山形市松波1-10-1 山形県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宮城本部	980-0803	仙台市青葉区国分町3-4-18 宮城県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福島本部	960-8055	福島市野田町6-3-3 福島県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	茨城本部	310-0066	水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	栃木本部	320-0046	宇都宮市西一の沢町6-27 栃木県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	群馬本部	379-2154	前橋市天川大島町1-4-37 群馬県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	埼玉本部	330-0055	さいたま市浦和区東高砂町6-15 埼玉県宅建会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	千葉本部	260-0024	千葉市中央区中央港1-17-3 千葉県不動産会館
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	東京本部	102-0071	東京都千代田区富士見2-2-4 東京不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	神奈川本部	231-0013	横浜市中区住吉町6-76-3 神奈川県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新潟本部	950-0084	新潟市中央区明石1-3-10 新潟県宅建会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	山梨本部	400-0853	甲府市下小河原町237-5 山梨県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長野本部	380-0836	長野市南県町999-10 長野県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	富山本部	930-0033	富山市元町2-3-11 富山県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	石川本部	921-8047	金沢市大豆田本町口46-8 石川県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	岐阜本部	500-8358	岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	静岡本部	420-0839	静岡市葵区鷹匠3-18-16 静岡県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	愛知本部	451-0031	名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	三重本部	514-0008	津市上浜町1-6-1 三重県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福井本部	910-0004	福井市宝永4-4-3 福井県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	滋賀本部	520-0044	大津市京町3-1-3 逢坂ビル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	京都本部	602-0915	京都市上京区中立売通新町西入三丁町453-3 京都府宅建会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大阪本部	540-0036	大阪市中央区船越町2-2-1 大阪府宅建会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	兵庫本部	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-26 兵庫県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	奈良本部	630-8133	奈良市大安寺6-20-3 奈良県宅建会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	和歌山本部	640-8323	和歌山市太田143-3 和歌山県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鳥取本部	680-0036	鳥取市川端2-125 鳥取県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	島根本部	690-0063	松江市寺町210-1 島根県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	岡山本部	700-0023	岡山市北区駅前町2-5-28 岡山県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	広島本部	730-0046	広島市中区昭和町11-5 広島県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	山口本部	754-0021	山口市小郡黄金町5-16 山口県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	徳島本部	770-0941	徳島市万代町5-1-5 徳島県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	香川本部	760-0067	高松市松福町1-10-5 香川県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	愛媛本部	790-0807	松山市平和通6-5-1 愛媛県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高知本部	780-0901	高知市上町1-9-1 高知県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福岡本部	812-0054	福岡市東区馬出1-13-10 福岡県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	佐賀本部	840-0804	佐賀市神野東4-1-10 佐賀県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長崎本部	852-8105	長崎市目覚町3-19 長崎県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	熊本本部	862-0950	熊本市中央区水前寺6-1-31 熊本県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大分本部	870-0025	大分市顕徳町2-4-15 大分県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宮崎本部	880-0862	宮崎市潮見町20-1 宮崎県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鹿児島本部	890-0052	鹿児島市上之園町24-4 鹿児島県不動産会館
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	沖縄本部	900-0021	那覇市泉崎1-12-7 沖縄県不動産会館

公益社団法人
全国宅地建物取引業保証協会

売主(交換の場合の譲渡人)の表示

住所・氏名	東京都練馬区土支田三丁目18番5号・株式会社シンセイハウジング	外 名 (合計 1 名)
登記名義人と	<input checked="" type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる→理由:	

不動産の表示等

	所 在	地 番	地 目	登記簿面積	実測面積	権利の種類
①	さいたま市岩槻区美幸町	6193番6	宅地 (現況: 宅地)	100.32 m ²	m ²	所有権
②	さいたま市岩槻区美幸町	6193番1	公衆用道路 (現況: 公衆用道路)	162 m ²	m ²	所有権
③			(現況:)	m ²	m ²	
④			(現況:)	m ²	m ²	
外 筆(別紙)			登記簿面積合計	100.32m ² +162m ² の内1/8 m ²		
合計 2 筆			実測面積合計	m ²		
<input type="checkbox"/> 仮換地		<input type="checkbox"/> 仮換地面積		m ²		
<input type="checkbox"/> 保留地予定地		<input type="checkbox"/> 保留地予定地面積		m ²		
(1) 土 地	契約対象の 地積の確定	<input type="checkbox"/> 公簿面積による <input type="checkbox"/> 実測面積による → 実測: <input type="checkbox"/> 済・ <input type="checkbox"/> 未済 (実測清算: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)				
	土地に関する 測量図	<input type="checkbox"/> 確定測量図	<input type="checkbox"/> 年 月 日作製 <input type="checkbox"/> 引渡日までに測量する(別添売買契約書(案)第 条参照)			※確定測量図とは、全ての隣地所有者の立会いを得て境界確定されたもの(官有地に接する場合は、官民査定手続も経たもの)をいいます。 ※現況測量図は、上記確定測量図以外のものをいいます。 ※地積測量図は、分筆登記等の際に添付される測量図で、登記所に申請書類として保管されているものですが確定測量図であるとは限りません。 ※現況測量図、地積測量図の場合、分筆・合筆には隣地所有者の承認が必要な場合があります。詳しくは土地家屋調査士にお問合せください。
		<input type="checkbox"/> 現況測量図	<input type="checkbox"/> 年 月 日作製 (隣地所有者立会い:) <input type="checkbox"/> 引渡日までに測量する(別添売買契約書(案)第 条参照) (隣地所有者立会い予定:)			
		<input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 48 年 2 月 19 日作製			
		<input type="checkbox"/> その他 ()				
備 考	②は私道部分です。以下余白。					

(2) 建 物	所 在	さいたま市岩槻区美幸町6193番地6	家屋番号	6193番6	
	住 居 表 示	さいたま市岩槻区美幸町2番39号	附属建物	無 ()	
	種 類	居宅			
	構 造	木造 / スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺 / 2 階建			
	床 面 積	1階 49.89 m ² ・2階 41.40 m ² ・3階 m ² ・()階 m ² ・()階 m ² ・()階 m ² 計 91.29 m ²			
	<input checked="" type="checkbox"/> 登記簿				
新築:	昭和 48 年 9 月	<input checked="" type="checkbox"/> 増築・	<input type="checkbox"/> 改築:	昭和 59 年 4 月	
備 考	以下余白。				

I 対象となる宅地又は建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項(平成 30 年 3 月 7 日現在) 詳細は別添の登記事項証明書(登記簿謄本)等参照。

土 地 (借地権 の場合 はその 土地)	権利部 (甲区)	名義人	住所	東京都練馬区土支田三丁目18番5号	
			氏名	株式会社シンセイハウジング	
		所有権にかかる 権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()		
	権利部 (乙区)	所有権以外の 権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()		
建 物	権利部 (甲区)	名義人	住所	東京都練馬区土支田三丁目18番5号	
			氏名	株式会社シンセイハウジング	
		所有権にかかる 権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()		
	権利部 (乙区)	所有権以外の 権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()		
備考	所在 さいたま市岩槻区美幸町 地番 6193番1 地目 公衆用道路 地積162㎡ 名義人 東京都練馬区土支田三丁目18番5号 株式会社シンセイハウジング 持分8分の1 私道部分 以下余白。				

2 借地権(使用賃借権)付建物の売買等の場合 (該当 する ・ しない)

※別添賃貸借契約書・補充用紙参照

3 第三者による対象物件の占有に関する事項

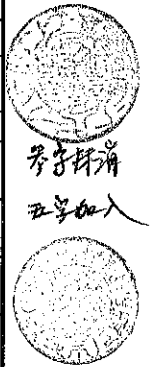
第三者による占有	無
占有者の住所・氏名	
権利関係	<input type="checkbox"/> 借地人 (<input type="checkbox"/> 賃貸借 ・ <input type="checkbox"/> 使用貸借) <input type="checkbox"/> 借家人 (<input type="checkbox"/> 賃貸借 ・ <input type="checkbox"/> 使用貸借) <input type="checkbox"/>
備考	→※別添賃貸借契約書等参照

4 都市計画法・建築基準法等の法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法・建築基準法に基づく制限の概要

①	都市	区域区分	内	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 線引きされていない区域(市街化区域、市街化調整区域に区分されていない区域)
		<input checked="" type="checkbox"/> 資料参照	外	<input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域・準都市計画区域外
	計	開発行為等の制限	<input type="checkbox"/> 資料参照	<input type="checkbox"/> 開発行為をする場合： <input type="checkbox"/> 許可必要・ <input type="checkbox"/> 許可不要 <input type="checkbox"/> 開発許可申請後の場合： <input type="checkbox"/> 許可済(許可番号)・ <input type="checkbox"/> 許可未済 <input type="checkbox"/> 開発行為完了の場合： <input type="checkbox"/> 工事完了公告有(検査済番号) <input type="checkbox"/> 工事完了公告無
			画	市街化調整区域であった場合の建築許可 原則として一般住宅等建築物を建築することができず、開発行為も原則として許可されません。
②	都市計画制限	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 都市計画施設等の区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画事業の事業地内 <input type="checkbox"/> 地区計画の区域内 <input type="checkbox"/> () (年 月 日 告示第 号) <input type="checkbox"/> 資料参照	
		<input checked="" type="checkbox"/> 無		
③	用途地域	第1種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 資料参照		
④	地区・街区等	特別用途地区	<input type="checkbox"/> 特別用途地区 ()	
		特定用途制限地域	<input type="checkbox"/> 特定用途制限地域 <input type="checkbox"/> 資料参照	
⑤	建ぺい率の制限	その他の地域地区等	<input type="checkbox"/> 高層住居誘導地区 <input type="checkbox"/> 高度地区(種類:) <input type="checkbox"/> 高度利用地区 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 特定防災街区整備地区 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> () <input checked="" type="checkbox"/> 資料参照	
		<input type="checkbox"/> 資料参照	指定建ぺい率 <u>50</u> % [建ぺい率の緩和] <input type="checkbox"/> a. 防火地域内で耐火建築物の場合は10%増となり、 <u> </u> %になります。 <input type="checkbox"/> b. 建ぺい率の限度が80%とされている地域内で、かつ、防火地域内で耐火建築物の場合は、制限はありません。 <input type="checkbox"/> c. 特定行政庁が指定した角地にある場合は10%増となり、 <u> </u> %になります。 <input type="checkbox"/> d. 前記a. c. のいずれにも該当する建築物の場合は20%増となり、 <u> </u> %になります。 <input type="checkbox"/> e. その他 緩和はございません。	
⑥	容積率の制限	a.	指定容積率 <u>80</u> % 特例容積率の適用: <input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 → <u> </u> %になります。	
		b.	道路幅員制限 (前面道路幅員が12m未満の場合) (<u> </u> 4 m + <u> </u> m) × 40 = <u>160</u> % <input checked="" type="checkbox"/> 前面道路幅員が12m未満→a. b. のいずれかが低い方によります。 <input type="checkbox"/> 前面道路幅員が12m以上→a. によります。 <input type="checkbox"/> 資料参照	
備考	<p>●本件建物は、容積率の制限を超えております。建築確認を取得後その内容と異なる内容で建築され、または増築している場合、建築基準法に抵触することになり、特定行政庁から是正措置を命ぜられる場合があります。また再建築する場合、同規模の建築物は、建築することが出来ません。予めご承知おきください。</p> <p>●本物件は建築基準法第22条に定める区域に指定されております。22条23条区域においては、建築物の屋根は原則として不燃材料等で造り、または、葺かなければならない等の制限があります。また、木造の建築物等はその外壁のうち、延焼のおそれのある部分を土塗壁等とし又は延焼防止についてこれと同等以上の効力を有する構造としなければなりません。(建基法第23条)</p> <p>●本物件建物の検査済証について、前所有者およびさいたま市役所に確認しましたが、いずれも記録が保存されておらず、その取得の有無が不明です。本物件が建築確認を取得後その内容と異なる内容で建築されている場合、建築基準法に抵触することになり、特定行政庁から是正措置を命ぜられる場合があります。またその場合、建築確認申請を要する増改築は行えません。</p>			

⑦	建築物の高さの制限	道路斜線制限: 有 隣地斜線制限: 有 北側斜線制限: 有 日影規制: 無 絶対高さ制限(第1種又は第2種低層住居専用地域の場合): <input checked="" type="checkbox"/> 資料参照																				
⑧	その他の建築制限	<input type="checkbox"/> 外壁後退距離制限(第1種又は第2種低層住居専用地域の場合): <input type="checkbox"/> 敷地面積の制限: 最低限度 _____ m ² <input type="checkbox"/> 資料参照																				
⑨	条例による制限 その他の制限	<input type="checkbox"/> 災害危険区域 <input type="checkbox"/> 地区計画の区域 <input type="checkbox"/> 建築協定区域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> ●埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱。埼玉県では「埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」に基づき、高さが10mを超える建築物(第1種低層住居専用地域にあっては、軒の高さが7mを超える建築物)を建築する場合、近隣住民に対し事前に標識等を設置し、説明会・個別説明等々の方法により建築物の建築計画について事前説明を行わなければなりません。 <input checked="" type="checkbox"/> 資料参照																				
⑩	敷地と道路との関係による制限	敷地の接道義務 建物の敷地は、原則として、幅員(<input checked="" type="checkbox"/> 4m・ <input type="checkbox"/> 6m)以上の建築基準法に定める道路(下記「*道路の種類」のうちア～カの道路)に2m以上接していなければ建物の建築はできません。 <input checked="" type="checkbox"/> 条例により接道の要件が付加されます。 → <input checked="" type="checkbox"/> 路地状敷地の場合 埼玉県安全条例 2mの接道の場合、路地状部分の延長距離10m未満 <input checked="" type="checkbox"/> 特殊建築物の場合 共同住宅等特殊建築物を建築する場合、その敷地はその用途に供する部分の床面積の合計に応じて、所定の長さ以上、建築基準法に定める道路に接していなければなりません。 <input type="checkbox"/> 資料参照																				
		接道の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>接道方向</th> <th>公・私道の別</th> <th>接面道路の種類*</th> <th>幅員</th> <th>接道長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南西側</td> <td>私道</td> <td>才</td> <td>約4.0m</td> <td>約6.7 m</td> </tr> <tr> <td>側</td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td>11.37 m</td> </tr> <tr> <td>側</td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>*道路の種類 ア. 建築基準法第42条第1項第1号の道路 イ. 同条第1項第2号の道路 ウ. 同条第1項第3号の道 エ. 同条第1項第4号の道路 オ. 同条第1項第5号の道路(位置指定道路) 〔指定番号: 昭和 48 年 4 月 21 日 第 21 号〕 カ. 同条第2項道路(幅員が4m又は6m未満のため、道路中心線から(<input type="checkbox"/> 2m <input type="checkbox"/> 3m)後退した線が敷地と道路の境界線とみなされます。) キ. 建築基準法第42条の道路に該当しません。(原則として建築不可。ただし例外あり。) <input checked="" type="checkbox"/> 資料参照</p>	接道方向	公・私道の別	接面道路の種類*	幅員	接道長さ	南西側	私道	才	約4.0m	約 6.7 m	側			m	11.37 m	側			m	m
		接道方向	公・私道の別	接面道路の種類*	幅員	接道長さ																
		南西側	私道	才	約4.0m	約 6.7 m																
側			m	11.37 m																		
側			m	m																		
備考 以下余白。																						
敷地と道路との関係図	別紙地積測量図参照																					
⑪	敷地と道路との関係図	注: 斜線部分は敷地面積に算入できません。																				
⑫	私道にかかる制限	私道の変更・廃止は、 <input checked="" type="checkbox"/> 原則としてできません。 <input type="checkbox"/> できます。																				



(2) 都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限の概要

①	法令名	<input type="checkbox"/>	古都保存法	<input type="checkbox"/>	都市緑地法	<input type="checkbox"/>	生産緑地法	<input type="checkbox"/>	特定空港周辺特別措置法
		<input checked="" type="checkbox"/>	景観法	<input type="checkbox"/>	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	<input type="checkbox"/>	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	<input type="checkbox"/>	被災市街地復興特別措置法
		<input type="checkbox"/>	新住宅市街地開発法	<input type="checkbox"/>	新都市基盤整備法	<input type="checkbox"/>	旧市街地改造法	<input type="checkbox"/>	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
		<input type="checkbox"/>	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	<input type="checkbox"/>	流通業務市街地整備法	<input type="checkbox"/>	都市再開発法	<input type="checkbox"/>	沿道整備法
		<input type="checkbox"/>	集落地域整備法	<input type="checkbox"/>	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	<input type="checkbox"/>	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	<input type="checkbox"/>	港湾法
		<input type="checkbox"/>	住宅地区改良法	<input type="checkbox"/>	公有地拡大推進法	<input type="checkbox"/>	農地法	<input type="checkbox"/>	宅地造成等規制法
		<input type="checkbox"/>	マンション建替え円滑化法	<input type="checkbox"/>	都市公園法	<input type="checkbox"/>	自然公園法	<input type="checkbox"/>	首都圏近郊緑地保全法
		<input type="checkbox"/>	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	<input type="checkbox"/>	都市の低炭素化の促進に関する法律	<input type="checkbox"/>	水防法	<input type="checkbox"/>	下水道法
		<input type="checkbox"/>	河川法	<input type="checkbox"/>	特定都市河川浸水被害対策法	<input type="checkbox"/>	海岸法	<input type="checkbox"/>	津波防災地域づくりに関する法律
		<input type="checkbox"/>	砂防法	<input type="checkbox"/>	地すべり等防止法	<input type="checkbox"/>	急傾斜地法	<input type="checkbox"/>	森林法
		<input type="checkbox"/>	道路法	<input type="checkbox"/>	全国新幹線鉄道整備法	<input type="checkbox"/>	土地収用法	<input type="checkbox"/>	文化財保護法
		<input type="checkbox"/>	航空法	<input type="checkbox"/>	国土利用計画法	<input type="checkbox"/>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input type="checkbox"/>	土壌汚染対策法
		<input type="checkbox"/>	都市再生特別措置法	<input type="checkbox"/>	地域再生法	<input type="checkbox"/>	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	<input type="checkbox"/>	東日本大震災復興特別区域法
		<input type="checkbox"/>	大規模災害からの復興に関する法律	<input type="checkbox"/>	災害対策基本法				
制限の内容		<p>※別添説明資料参照 1、本物件は景観計画区域内にあるため、定められた面積の土地利用および建築物等の建設を行う場合次の行為を行う場合には景観行政団体の長に届出が必要となります。また、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、その旨を景観行政団体の長に届けなければなりません。 ●建築物その他工作物の新築、増築、改修もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更。 ●建築物の建築または特定工作物建設のように供する目的で行う土地の区画形質の変更その他政令で定める行為。 ●その他良好な景観の形成に支障をおよぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為。</p>							
備考		以下余白。							
②	土地区画整理法	区画整理	名称:						
		仮換地指定	<input type="checkbox"/> 末・ <input type="checkbox"/> 済 / 平成 年 月 日 号						
		換地処分公告日(予定)	平成 年 月 日						
		清算金	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 金額未定・ <input type="checkbox"/> 確定(円 / <input type="checkbox"/> 交付・ <input type="checkbox"/> 徴収) / <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定						
		賦課金	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 金額未定・ <input type="checkbox"/> 確定(円) / <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定						
制限の内容									
		<input type="checkbox"/> 資料参照							

5 私道の負担に関する事項(私道がある場合:「敷地と道路との関係図」参照)

負担	<input type="checkbox"/> 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (面積 162 m ² ・共有持分 8 分の 1 / 負担金 0 円)
備考	道路部分については、道路以外の用途には利用できず、建築物、塀等の遮蔽物設置不可、建物敷地として算入不可です。尚、私道部分接面の所有者等により通行や設備の埋設、掘削に必要な承諾、押印等を要請されることがあります。現在は無償にて使用しておりますが道路の維持管理上費用等の負担金が生じる場合があります。予めご了承ください。別添 位置指定図、公図および隣地所有者要約書、登記事項証明参照。以下余白。

6 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域 <input checked="" type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 → 説明
----------	--

7 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止 対策推進法	ア. 土砂災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 → 内の場合はイへ
	イ. 土砂災害特別警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 → 説明

8 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくり に関する法律	ア. 津波災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 → 内の場合はイへ
	イ. 津波災害特別警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 → 説明

備考	以下余白。
----	-------

9 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

登録住宅性能評価機関による 住宅性能評価書の交付	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書 ・ <input type="checkbox"/> 建設住宅性能評価書) <input checked="" type="checkbox"/> 無
-----------------------------	--

10 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果 の記録の有無	石綿使用調査の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 無	【照会先】※売主に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて施工会社にも問い合わせしております。
<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 売主(※別添「物件状況確認書(告知書)」参照)
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 施工会社 ()
	<p>【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用調査結果の記録(調査年月日 年 月 日) ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <p>(石綿の使用が有る場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿が使用されている箇所 _____
備考	以下余白。

11 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 無	【照会先】 <input type="checkbox"/> 売主(※別添「物件状況確認書(告知書)」参照)
<input type="checkbox"/> 有	<p>【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し(含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの) <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備考	以下余白。

※当該建物の建築確認通知書(確認済証)又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

〔建築確認通知書(確認済証)又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。〕

- ・居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・事業の用に供する建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

12 飲用水・ガス・電気の供給施設及び排水施設の整備状況

項目	直ちに利用可能な施設※	配管等の状況	整備予定・負担金予定額
① 飲用水	水道(公営)	前面道路配管 (有) 口径(40 mm) 敷地内配管 (有) 口径(20 mm) 私設管の有無 (有)	平成 年 月 頃 無 _____ 円
② ガス	都市ガス (東彩 ガス)	前面道路配管 (有) 口径(50 mm) 敷地内配管 (有)	平成 年 月 頃 無 _____ 円
	<input type="checkbox"/> ガスの敷地内配管等設備の所有権又は使用権が、本物件の売買後においても、買主以外の第三者にあるものとする場合 詳細:		
③ 電気	<input checked="" type="checkbox"/> 有 → 小売電気事業者: <u>東京電力エナジーパートナー(株)</u> 住所: _____ 電話: _____ <input type="checkbox"/> 無		平成 年 月 頃 無 _____ 円
④ 汚水	公共下水	前面道路配管 (有) 私設管の有無 (無) 浄化槽施設の必要 (無)	平成 年 月 頃 無 _____ 円
⑤ 雑排水	公共下水	前面道路配管 (有) 私設管の有無 (無)	平成 年 月 頃 無 _____ 円
⑥ 雨水	浸透式	浄化槽への雨水の流入はできません。	平成 年 月 頃 無 _____ 円
備	●飲用水については、南西側前面道路公設管口40mmから口径20mmで引き込んでおり、メーターは20mmとなっております。容量が不足する場合、メーターの交換が必要になり分担金および工事費用が生じます。予めご承知おきください。 ●汚水・雑排水については、南西側前面道路公設管より取り出しておりますが、従前使用していた浄化槽が敷地内に埋設されている可能性がございます。解体撤去する場合工事費用が生じます。予めご承知おきください。 ●上記設備の配管整備状況は別添配管図をご参照ください。 ●電気容量につきまして、現在30Aのブレーカーとなっております。容量が不足する場合、増量の手続きが必要になり、基本料金の増額、変更工事費用が生じます。予めご承知おきください。アンパー増量の際の連絡先 東京電力カスタマーセンター 0120-995-661 ●雨水については、宅地内浸透処理を行っていただきます。オーバーフロー部分は雨水管への流出が可能な地域です。宅地内は地質により雨水が浸透しにくい場合があります。予めご了承ください。 ●本物件周辺が電波障害に係る地域と判明した場合、共聴ケーブルまたは有料ケーブル等を利用する必要があります。その場合、費用(設置費用・新規加入料・毎月の受信料等)は買主の負担になります。予めご承知おきください。 ●都市ガス供給会社連絡先 東彩ガス株式会社 0120-78-1031 ●本物件、給水管および都市ガスの敷地内配管は、北東側隣接地 地番6193番8 古宮芳彦氏所有地を経由して敷地内に配管されている可能性があります。現在無償で使用していますが、将来設備の引換工事、使用料を要求される場合があります。その場合、引き込み工事、撤去工事費用等が生じる場合があります。予めご了承ください。別添、公図・地積測量図・水道・ガス配管図参照。 ●私道に関する負担等に関する事項 (対象不動産に含まれない私道に関する事項) 本物件南東側道路のうち、持分の他は第三者の所有地です(土地所有者は別添登記事項証明書参照)現在無償にて使用していますが、将来通行、設備の埋設および掘削を行う際、所有者の承諾が必要となり、費用が生じる場合があります。別添 位置指定図、公図および私道部分登記事項証明参照。以下余白。		
考	以下余白。		

※「直ちに利用可能な施設」とは、説明時において、現に利用されている施設及び利用可能な状態にある施設をいいます。(例えば、前面道路まで施設管が配管されており、道路所有者等の承諾を要せず、いつでも敷地内に引き込める状態にあることをいいます。この場合、引き込み費用の負担があります。)

また、現在利用されている給水配管が容量不足となった場合、配管取替え工事が必要となることがあります。

13 宅地造成又は建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件等の場合)

本物件は未完成物件等に 該当します。(※資料にて完成時の形状を説明します。) 該当しません。

II 取引条件に関する事項

1 代金・交換差金及び地代に関する事項

売 買 代 金		交 換 差 金		地 代
総額 16,800,000 円	土地価格 10,860,000 円	<input type="checkbox"/> 支払う・ <input type="checkbox"/> 受領する 差金 円	<input type="checkbox"/> 支払う・ <input type="checkbox"/> 受領する 差金 円	円
	建物価格 5,940,000 円			
	〔内消費税等相当額 440,000 円〕			

(注) 消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

2 代金・交換差金以外に授受される金銭の額及び授受の目的

授 受 の 目 的	金 額	授 受 の 目 的	金 額
手付金 (売買代金の一部に充当します。)	1,000,000 円	固定資産税・都市計画税清算金 (起算日: 1月1日)	引渡し時により日割り精算 円
	円 〔内消費税等相当額 円〕		円 〔内消費税等相当額 円〕
	円 〔内消費税等相当額 円〕		円 〔内消費税等相当額 円〕
備考	以下余白。		

3 契約の解除に関する事項(契約書(案)添付のうえ説明)

<input checked="" type="checkbox"/> 手付解除	※別添 売買契約書(案)第 15 条のとおりです。
<input checked="" type="checkbox"/> 引渡前の滅失・毀損の場合の解除	※別添 売買契約書(案)第 16 条のとおりです。
<input checked="" type="checkbox"/> 契約違反による解除	※別添 売買契約書(案)第 17 条のとおりです。
<input checked="" type="checkbox"/> 反社会的勢力の排除条項に基づく解除	※別添 売買契約書(案)第 18 条のとおりです。
<input checked="" type="checkbox"/> 融資利用の特約による解除	※別添 売買契約書(案)第 19 条のとおりです。
<input checked="" type="checkbox"/> 瑕疵担保責任による解除	※別添 売買契約書(案)第 20 条のとおりです。
[借地権付の場合] <input type="checkbox"/> 借地権譲渡について土地賃貸人の承諾を得ることを条件とする契約条項に基づく解除	※別添 売買契約書(案)第 条のとおりです。
以下余白。	以下余白。

4 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項(契約書(案)添付のうえ説明)

損害賠償額の予定又は違約金に関する定め
<input checked="" type="checkbox"/> 有 → ※別添 売買契約書(案)第 17 条及び第 18 条のとおりです。
<input type="checkbox"/> 無

5 手付金等保全措置の概要(宅地建物取引業者が自ら売主となる場合)

未完成物件の場合		完成物件の場合	
<input checked="" type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	<input type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条の2第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。
<input type="checkbox"/> 講じます	保全措置: 保全措置を行う機関:	<input type="checkbox"/> 講じます	保全措置: 保全措置を行う機関: ※「手付金等寄託契約及び質権設定契約」の場合、保全措置を行う機関は「公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会地方本部一覧」参照

6 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置	<input checked="" type="checkbox"/> 講じません。 <input type="checkbox"/> 講じます。
保全措置を行う機関	
保全措置の内容	

7 金銭の貸借に関する事項

金融機関等	金額	金利	借入期間	あっせんの有無
	万円	2.475%	30年	無
	万円	%	年	
	万円	%	年	
	万円	%	年	
	万円	%	年	
融資未承認の場合の契約解除期限	平成 30 年 月 日			
あっせんの内容	売買契約締結後、指定する保証機関との間で「保証委託契約」及び金融機関との間で「金銭消費貸借契約」を結んで下さい。 なお、ローン金利等については、金融情勢のために変更することがあります。詳細は、リーフレット等参照。			
	返済方法	保証料	円	ローン事務手数料

金銭の貸借が成立しないときの措置は、前記3契約の解除に関する事項「融資利用の特約による解除」に同じです。

8 割賦販売の場合

割賦販売	現金販売価格	円		
	割賦販売価格	円	支払時期	支払方法
	うち引渡しまでに支払う金銭	円		
	賦払金の額	円		

9 宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置

宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 講じません	<input type="checkbox"/> 講じます
	措置の概要	

III その他の事項

1 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 売買契約書(案)	<input checked="" type="checkbox"/> 6. 道路位置指定申請図・都市計画図
<input checked="" type="checkbox"/> 2. 土地登記事項証明書・土地登記簿謄本(抄本)	<input checked="" type="checkbox"/> 7. 地積測量図・隣接地登記事項証明・建物図面
<input checked="" type="checkbox"/> 3. 建物登記事項証明書・建物登記簿謄本(抄本)	<input checked="" type="checkbox"/> 8. 水道管管理図・下水道台帳写し・ガス配管図
<input checked="" type="checkbox"/> 4. 公図(土地)	<input checked="" type="checkbox"/> 9. 建物リフォーム図面 平成27年時
<input checked="" type="checkbox"/> 5. 重要事項説明書説明資料	<input checked="" type="checkbox"/> 10. 平成30年1月～12月工事写真

2 その他

周辺環境等について

- 周辺隣接地には、エアコン用室外機・給湯器・換気口等が設置されている場合があります。設備の稼働に伴い騒音、臭気・熱気等が生じる場合があります。また、設置位置が変更することがあります。予めご承知おきください。
- 本物件周辺は第三者所有地となっているため、将来建築物が建築(または増・改築)される場合があります。建築された場合、日照・眺望・風向等に影響がでる場合があります。
- 本物件のご購入にあたり、本住宅地の周辺環境(昼夜間の騒音等の状況、本住宅地内や隣接地の建築物との距離、電柱・電線や道路標識の位置等)を十分にご確認ください。また、所轄警察署等の指導により道路標識等が新たに設置される場合があります。
- ゴミ集積所の維持管理・清掃については、自治会等の定める清掃管理の規制に従って使用する事となり、本物件引渡日以降に生じるゴミ集積、清掃、ゴミ置き場に関する問題等については、使用する当事者間にて処理・解決していただきます。
- 本物件周辺には、自治会等がございます。加入をお勧めいたしますが、その際、会費等が生じます。

その他

- 法令に基づく制限等については、重要事項説明時点における内容であり、将来法令の改正により、本物件の利用等に関する制限が付加、または緩和されること。予めご承知おきください。
- 本物件土地について、建築物を建築する際、建築を依頼する住宅メーカーから地盤・地耐力調査を要求されることがあり、その結果によっては地盤補強工事等が必要になる場合があります。建築する建物の構造・規模・重量および依頼するハウスメーカーにより異なります。また、地盤補強工事等については費用が発生いたします。
- 本物件上に建築物を建築する場合に、本物件と各隣接地との境界塀・壁について、安全性に問題がある場合には建築審査機関から塀の高さを1.2m以下にすることや、補強、立て替え、撤去または一部撤去を求められることがあり、その場合工事費用が生じます。境界塀が共有または隣接地が所有している場合、境界塀・壁の共有者または所有者と協議が必要になります。また、境界塀・壁の補強の際に「控壁」を設ける場合、建物と境界塀の間が狭くなります。以上、予めご了承ください。
- 本物件の設備等については新規設備の故障はメーカー保証の範囲での保証となります。
- 消防法および各地方公共団体の定める火災予防条例等により、すべての住宅に住宅用防災機器(火災警報器)の設置およびその維持が義務付けられています。なお本物件には住宅用防災機器を設置済みです。
- 本物件建物には、アスベストが使用されている可能性があります。本物件建物の解体、改修工事に発生する際には、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等の情報(設計図書等による)を提供するよう努めなければなりません。また、解体等工事を請け負った事業者が、契約条件等によりアスベストによる健康被害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、解体方法、費用等につき労働安全衛生法およびこれにもとづく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。詳細は、別添「建徳物からの石綿粉じん対策」をご確認ください。アスベストが使用されている建物の解体費用(改修費用)は、通常より高額になる場合がありますので、予めご承知おきください。
- 本物件の建物は、旧耐震基準の建築物となります。一部耐震補強を行いました但现在の耐震基準に適合しているものではありません。また経年変化による建物のたわみなど生じている場合がありますので予めご了承ください。

【契約に関する事項】
別紙、売買契約書(案)を参照下さい。

重要事項説明の内容を確認致しました。

平成 年 月 日

売主(譲渡人) (住所)

宅地建物取引業者免許
東京都知事(2)第89675号
〒170-0076東京都練馬区土支田3丁目18番5号

(氏名)

株式会社 シンセイハウジング
代表取締役 増田 菊次



宅地建物取引主任者
(埼玉)第018831号 増田 菊次



頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

平成 年 月 日

買主(譲受人) (住所)

(氏名)

